

令和3年8月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和3年8月17日(火)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時15分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	関根 和彦	農地調整課長	阿久津 守	農業振興課主査	野口 雅朋
	副理事	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	牧野 貴行
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課係長	宇根 義雄	農地調整課主事	藤田 亮輔
議案	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第42号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第43号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第44号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第45号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第46号	農業の用に供した旨の証明（特定貸付け）				
	議案第47号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
議案第48号	特定農地貸付け承認申請について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）について ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について ・農地改良等の取扱いに関する要綱の規定による届出の報告について 					

<p>1 開 会 関口会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和3年8月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、引続き担当委員からの議案説明は省略し、補足等がある場合に限り説明をお願いいたします。</p> <p>なお、複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、この会議は議事録作成をする必要があり、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用するの進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p>
<p>2 会議成立の報告 関口会長職務代理者</p>	<p>本日は、在任委員21名、全員出席いただいております。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 関口会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号10番 井原 勇司 委員</p> <p>議席番号13番 浅子 幹夫 委員</p> <p>を指名いたします。</p>

議	長	<p>それではさっそく議案審議に入らせていただきます。 議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 議案書に記載されているもの以外で補足説明がある場合に、説明をお願いします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小島委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西形委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西形委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第38号、農地法第3条の規定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第38号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第38号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、与野地区、高崎委員より何かございますか。</p>
高崎委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号6番、川通地区、井原委員より何かございますか。</p>
井原委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第39号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議 長

総員賛成でございます。
議案第39号について、許可することと決定いたします。

議	長	<p>続きまして、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
西澤委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、野田地区、浅子委員より何かございますか。</p>
浅子委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号6番、新和地区、小林委員より何かございますか。</p>
小林委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号7番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号8番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。</p>
中山委員		ありません。

議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号9番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。
中	山 委 員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 以上、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
西	形 委 員	番号8番について伺います。なぜ、申請地は不整形な形なのでしょうか。
事	務 局	譲渡人である地権者が所有している農地が、申請地のような形をなしているからです。
高	松 委 員	番号3番について補足でございます。これは競売物件の案件でございますが、現状ガソリンスタンドの敷地の一部であります。申請地の地中にガスタンクが埋設されている場合、農地への是正費用が莫大なものとなり、費用面で懸念が生じます。しかし、事務局で確認していただいたところ、ガスタンクに関しては地中に埋設されている可能性は低いということが判明したとのことから、補足として報告させていただきます。
議	長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第40号について、賛成の方の挙手を求めます。
各	委 員	— 総 員 賛 成 —
議	長	総員賛成でございます。 議案第40号について、許可することと決定いたします。

議	長	<p>続きまして、議案第41号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p>
		番号1番、日進地区、山本委員より何かございますか。
山本委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、日進地区、山本委員より何かございますか。</p>
山本委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、春岡地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、春岡地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、春岡地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号6番、春岡地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号7番、春岡地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号8番、尾間木地区ですので私の案件でございますが、補足はございません。</p> <p>続きまして、番号9番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号10番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号11番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号12番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号13番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号14番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号15番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。

中山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
以上、議案第41号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

西形委員 番号11番から番号13番について伺います。目的が経営規模の拡大ですが、耕作面積は0㎡と記載されております。これは、さいたま市内では農地の耕作をしておらず、市外で耕作しているということでしょうか。
また、通作距離がありますが、さいたま市内で耕作を行う理由について教えてください。

事務局 以前、譲受人は申請地で利用権設定を行い耕作してましたが、期間満了に伴い権利を失っていました。改めて利用権設定を希望されたことから、新規設定となりました。耕作面積につきましては、さいたま市内の耕作面積は0㎡ですが、市外での耕地は存在します。

議	長	ありがとうございました。 他に何か質問はございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第41号について、賛成の方の挙手を求めます。
各	委員	— 総員賛成 —
議	長	総員賛成ですので、議案第41号について、原案どおり意見決定すること といたします。

議	長	<p>続きまして、議案第42号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
	西澤委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
	西形委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、与野地区、高崎委員より何かございますか。</p>
	高崎委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、谷田地区ですので私の案件ですが、問題ありません。</p> <p>続きまして、番号5番、谷田地区ですので私の案件ですが、問題ありません。</p> <p>続きまして、番号6番、川通地区、井原委員より何かございますか。</p>
	井原委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号7番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。</p>
	中山委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第42号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第42号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
	各委員	— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第42号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第43号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議します。</p> <p>番号1番、番号2番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第43号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第43号について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第44号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号1番から番号14番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第44号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第44号について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第45号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議します。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第45号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第45号について、原案どおり確認することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第46号、農業の用に供した旨の証明願（特定貸付け）について審議します。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第46号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第46号について、原案どおり確認することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第47号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。番号1番、慈恩寺地区、事務局より何かございますか。</p>
事 務 局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 この案件は、議案第41号番号15番の利用権設定にて農地中間管理機構が借受ける農地を、市が作成しました農用地利用配分計画(案)の貸借権の設定等を受ける者に6年間貸付けることが適切か否かについて、市農業政策課より農業委員会に対して意見照会があったものでございます。 申請者は新規就農となりますが、栽培技術と農業経営の習得について実習を積んでおります。 営農計画、農機具等は、新規就農にかかるチェックシート記載のとおりです。 以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第47号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第47号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第47号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第48号、特定農地貸付け承認申請について審議します。 番号1番、三室地区、西形委員より説明願いますが、何かございますか。</p>
西形委員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第48号、特定農地貸付け承認申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 特にないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第48号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第48号について、承認することと決定いたします。</p>

5 報告事項	
議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和3年7月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による合意解約通知でございます。 農地改良の届出（市街化区域）の一覧になります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言	
石川会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これもちまして、令和3年8月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>